

R6年度 沼津市立浮島中学校いじめ防止基本方針～主な流れ～

令和6年8月22日改訂

いじめ未然防止のための日常の取組

- ①学級・学校経営の充実
 - I、子どもに対する教師の受容的・共感的態度により、子ども一人一人の良さが発揮され、お互いに認め合い、支え合い、感謝し合う学級を作る。
 - II、思いやりを持ち、正しい言葉遣いのできる集団を育てる。
 - III、学級や学校のルールや規範が守られるような指導を継続して行う。
 - IV、子ども自らがいじめについて考える機会を設定し、主体的にいじめをなくす態度を育てる。
- ②授業における生徒指導の充実

「自分の考えをもち、表現する力」・「共感的に聴く力」を育てる授業づくりをする。
- ③心の教育の充実

道徳の授業で「思いやり・礼儀・友情・相互理解・寛容」を内容項目として指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を高める。
- ④自己有用感を高める学校行事

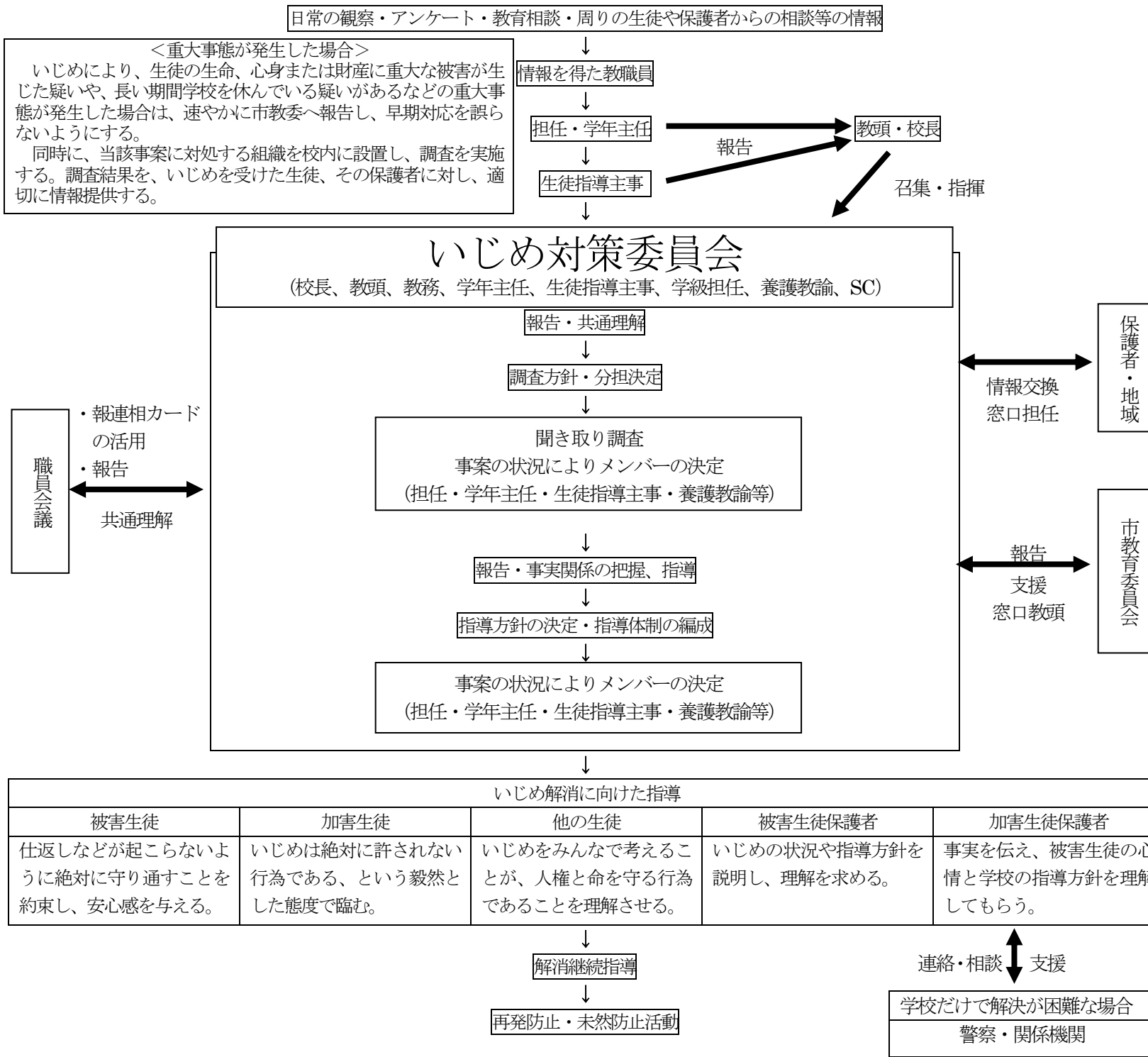
達成感や感動・人間関係の深化が得られるような行事を企画、実施する。
- ⑤主体的な生徒会活動・部活動

リーダーを中心に自分たちの力で問題を解決していく実践力を育成する。
- ⑥小中の連携

育てたい生徒像の明確化・共有化、取組の重点化を図り、一貫した取組を推進する。
- ⑦保護者や地域への働きかけ

いじめの問題の重大性や家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、懇談会や学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

いじめが起こった場合の組織的対応



いじめを早期発見するための取組

- ①教師による日々の観察
 - I、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に生徒の様子に気を配る。
 - II、「生徒がいるところに教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。
 - III、「報連相カード」等を活用した情報交換を積極的に実施する。
- ②自主勉ノート『記事』欄の活用

毎日行うやりとりを通して、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密にとることで、信頼関係が構築されていく。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問、電話連絡をし、迅速に対応する。
- ③教育相談

全校生徒を対象とし、年2回の教育相談を実施する。
- ④いじめアンケート

生徒や学校の実態に応じて、いじめアンケートを年間5回実施する。
- ⑤保護者による観察

いじめの発見のきっかけは、「保護者からの相談」であることが多くあり、いじめられている子どもは家庭において様々なサインを出していることが考えられる。そのため、いじめの早期発見には保護者の観察と協力が不可欠であり、機会を捉えて、学校の方針や状況を伝えながら、連携して早期発見に努める。
- ⑥校内研修

教職員の共通認識を図るために、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。毎週の職員打ち合わせで情報交換を行う。

*事案の状況に応じて、柔軟かつ適切に対応する。

*いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切である。いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。